

(補足)国交省 H21 改定内容の内、県共通仕様書(H20 版)、県土木工事電子納品諸基準等と照らし、現行管理基準記載内容では矛盾が生じる部分を中心に、正誤表として対処するものである。

## 【出来形管理基準】

編・章・節・条	工 種	管理基準P	項目	修正内容	備 考
3共通 2一般 4基礎工4～5	既製杭工 場所打杭工	1 - 46	測定項目追記	測定項目：傾斜 規格値：1/100 以内	杭基礎施工便覧と整合。 共通仕様書p92に「便覧」適用の記載あり。
3共通 2一般 4基礎工 6	深礎工	1 - 48	測定項目追記	測定項目：傾斜 規格値：1/50 以内	杭基礎施工便覧と整合。 共通仕様書p92に「便覧」適用の記載あり。
3共通 2 一般 6 一般舗装工	アスファルト舗装工	1-53,55	測定箇所 工事規模  厚さ	ルート内 $x^2+y^2$ を $x^2+y^2$ に 中規模：施工面積 2000 m <sup>2</sup> 以上 小規模：施工面積 2000 m <sup>2</sup> 未満あるいは総 使用量 500t 未満  「個々の測定値10個に9個以上が規格値を満 足,10個の平均値はX10規格値を満足」追記	錯誤。P1-135 も同様に修正。 共通仕様書p135の考えに合わず  (錯誤)「アスファルト舗装工事共通仕様書解説」との整合。 共通仕様書p92に「アスファルト舗装工事共通仕様書解説」適用の記載があり。
10道路 3橋梁下部 4 橋台工 5 RC橋脚工	橋台躯体工  橋脚躯体(張出式)	1 - 153  1 - 155	測定基準内容追記	測定基準：「箱抜き形状の詳細については 「道路橋支承受便覧」による。」追記。	道路橋支承受便覧との整合 共通仕様書p386,389に「道路橋支承受便覧」適用記載があり。
10道路 3橋梁下部 5 RC橋脚工	橋脚躯体(ラーメン)	1 - 155	測定項目追記 測定基準内容追記	支幹部アンカーボルト箱抜き規格値の追記 測定基準：「箱抜き形状の詳細については 「道路橋支承受便覧」による。」追記。	道路橋支承受便覧との整合 共通仕様書p386,389に「道路橋支承受便覧」適用記載があり。

## 【品質管理基準】

工種・種別・区分	試験項目	管理基準P	修正内容	備考
セメント・コンクリート、材料(プラン ト)、その他 (吹付工、現場吹付法併工、コンクリートダム、覆工及び吹付コンクリート(NATM))	砂の有機物 モルタル圧縮強度 による砂	2 - 2 他	摘要：JIS 表記修正 [有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による 試験方法]	コンクリート標準示方書との整合 共通仕様書p35に「コンクリート標準示方書」適用の記載あり。
同上	骨材中比重1.95液 体に浮く粒	2 - 2 他	削除	コンクリート標準示方書との整合 共通仕様書p35に「コンクリート標準示方書」適用の記載あり。
セメント・コンクリート、材料(プラン ト)、その他 (吹付工、現場吹付法併工、覆工コンクリート(NATM))	硝酸Naによる骨材 安定試験	2 - 2 他	試験基準：1回/6ヶ月	コンクリート標準示方書との整合 共通仕様書p35に「コンクリート標準示方書」適用の記載あり。
セメント・コンクリート、材料、必須・そ の他		2 - 5 他	塩化物総量小規模「10m <sup>3</sup> 」を「50m <sup>3</sup> 」に。  摘要：(県共通仕様書1編3章3節工場の選定に適合する 工場)と修正	錯誤 共通仕様書p36との整合
ガス圧接、施工前試験、必須	外観検査	2 - 11	摘要：(1)手動ガス圧接の後に「及び熱間押抜ガス圧接」を追記。 (2)の上の異線削除。	錯誤
ガス圧接、施工後試験、必須	外観検査	2 - 11	摘要：(2)を「熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督職員の承認を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 ただし、現場条件により溶接機械の設置が出来ない場合には、添筋で補強する(コンクリートの充 填性が低下しない場合に限る。)」に修正	錯誤
下層路盤、上層路盤	現場密度測定	2-15,2-17, 2-19	摘要欄：10 個、3 個を 10 回、3 回に	錯誤

## 【写真管理基準(案)】

- ・基準案のP3-3の8(1)は「工事写真として、紙媒体では工事完成時に1部提出する(電子媒体では、2部)」とする。
- ・基準案の、P3-3の(工事写真の整理)9の(1)を「工事写真の整理については、工種ごとに別紙撮影箇所一覧表の撮影頻度に示すものを標準とする。」とし、「提出頻度」を「撮影頻度」に、「なお～」は削除する。(2)を削除する。
- ・P3-11以降の提出頻度欄は削除。